

日本電子公証機構公証サービス 検証者契約 (RPA) (公証サービス 検証者契約)

お客様が、証明許可により特定の電子ファイルの真正性を証明する許可が与えられその証明を実行されるとき、ビジター用キャビネット（電子私書箱）を利用されるとき、共有電子ファイルを閲覧、取得（ダウンロード）されるとき、またはその他の目的で株式会社日本電子公証機構（以下、「jNOTARY」という）またはその委託を受けた機関のデータベース（以下、「リポジトリ」という）にアクセスあるいはそのリポジトリを使用若しくはウェブサイトで提供される情報若しくはサービスを使用若しくは依拠されるときには、必ずその前にこの日本電子公証機構公証サービス 検証者契約（以下、「公証サービス RPA」という）及び電子公証サービス業務運用管理規程（以下、「公証サービス CPS」という）をお読み下さい。もし、この「公証サービス RPA」及び「公証サービス CPS」の内容に同意できない場合は、お客様はjNOTARY 及びその委託を受けた機関のリポジトリを使用することができません。お客様がjNOTARY 及びその委託を受けた機関のリポジトリを使用されることにより、本契約の条件を知り、それを承認されたものとします。

この「公証サービス RPA」は、お客様が証明許可により特定の電子ファイルの真正性を証明する許可が与えられその証明を実行されるとき、ビジター用キャビネット（電子私書箱）にアクセスされるとき、共有電子ファイルを閲覧、取得（ダウンロード）されるとき、または、お客様がその他の目的でjNOTARY 若しくはその委託を受けた機関のリポジトリ若しくはウェブサイトで提供される情報若しくはサービスを使用若しくは依拠されたときにその効力を生じます。

jNOTARY の公証サービスは、「公証サービス CPS」によって規律され、引用によりこの公証サービス RPAに組み込まれています。「公証サービス CPS」は最新の内容の版がjNOTARY 提供のウェブサイト（<http://www.jnotary.com/home1/JnServiceCPS.pdf>）に掲載され、公表されています。

お客様が、当該電子ファイルの真正性の証明結果を信頼すべきか否かの判断をされるときは、証明許可及びそれによる真正性の証明の性格等について記載した「公証サービス CPS」を、上記ウェブサイトにより確認しなければなりません。

お客様がどの程度公証サービスに依拠されるかを選択決定するための情報へのアクセスを、お客様は十分有しておられると認められるものとします。お客様は、お客様の責任において公証サービスに依拠すべきか決定されるものとします。

「公証サービス C P S」第3章6節、第4章第5節、第5章第4節、第6章第3節、及び第7章10説では制限的保証について規定しています。jNOTARY 及びその委託を受けた機関は、「公証サービス C P S」で明示的に規定されている場合を除き、商品性の保証、特定目的への適合性の保証及び提供する情報の正確性の保証を含むあらゆる種類の保証及び義務から免責され、さらに過失または相当な注意を払わなかったことから生じるあらゆる責任からも免責されます。また、jNOTARY 及びその委託を受けた機関は、いかなる間接損害、特別損害、付随的損害または派生的損害に対する責任も負いません。

「公証サービス C P S」で明示的に規定されている場合、お客様を含めて全ての当事者に対する jNOTARY 及びその委託を受けた機関の責任の総額は、一年間の公証サービス利用料金として受領した金額を上限とします。

本契約及び公証サービス C P S 中の規定の一部が無効または強制不可能の場合においても、残りの規定についてはその影響を受けないものとします。